

峡北地域広域水道企業団監査委員訓令第1号

峡北地域広域水道企業団監査基準を次のように定める。

令和2年3月30日

峡北地域広域水道企業団 代表監査委員 山口 光 茂 (公印省略)

峡北地域広域水道企業団監査基準

目次

- 第1章 一般基準
- 第2章 実施基準
- 第3章 報告基準
- 附則

第1章 一般基準

(監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的)

第1条 地方公共団体において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、当該地方公共団体の事務の管理及び執行等について、適法性、正確性及び経済性を有するとともに、効率的かつ効果的な実施を確保し、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び長等に提出する。

(監査等の範囲及び目的)

第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第1項に定める財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、適法性及び正確性を有するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げ、当該組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (2) 行政監査 自治法第199条第2項に定める事務の執行について、適法性及び正確性を有するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (3) 財政援助団体等監査 自治法第199条第7項に定める補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政

的援助等に係る出納その他の事務の執行について、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。

- (4) 決算審査 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）第30条第2項に定める決算その他関係書類について、適法性及び正確性を有するとともに、地公企法第3条に定める経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進に寄与するため、能率的かつ合理的な事業運営を行っているか審査すること。
 - (5) 例月出納検査 自治法第235条の2第1項に定める企業長の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
 - (6) 基金運用審査 自治法第241条第5項に定める基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。
 - (7) 資金不足比率審査 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年律第94号。以下「健全化法」という。）第22条第2項に定める資金不足比率（健全化法第22条第2項）及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、適法性及び正確性を有しているか審査すること。
- 2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定及び本基準の趣旨に基づき、実施するものとする。

（倫理規範）

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持しつつ、本基準に則り、誠実にその職務を遂行しなければならない。

（独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）

第4条 監査委員は、公正不偏の態度を保持し、独立的かつ客観的な立場でその職務を遂行するものとする。

- 2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

（専門性）

第5条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められることから、その職務を遂行するため、専門能力の向上及び知識の蓄積を図るとともに、その専門性を維持及び確保するため、自ら研鑽に努めるものとする。

- 2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上及び知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

（質の管理）

第6条 監査委員は、本基準に則り、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとし、必要に応じ、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切な指揮監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他監査委員が必要と認める事項を内容とした監査調書等を作成し、保存するものとする。

第2章 実施基準

(監査計画)

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織としての目的達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容、程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況及び監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第8条 監査委員は、監査等の対象におけるリスクを識別し、当該リスクの内容及び程度を検討した上で監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第9条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を収集し、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第10条 監査委員は、必要な監査等に必要な証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第11条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加し、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第12条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整したうえで監査等を行うものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第13条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第14条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告書を作成し、議会及び長並びに関係のある委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、自治法第199条第10項の規定に基づき、前項の監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

3 監査委員は、自治法第199条第11項の規定に基づき、第1項の監査の結果に関する報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び長に提出するものとする。

5 監査委員は、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第15条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点（評価項目）
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果における記載事項は、次の各号に掲げる監査等の種類に応じ、それぞれ重要な点において、当該各号に定める事項に適合していると認められる場合には、その旨及びその他監査委員が必要と認める事項とする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第5号に定める記載事項について監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、かつ、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、組織及び運営の合理化に努めていること。
- (2) 行政監査 前項第1号から第5号に定める記載事項について監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、かつ、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、組織及び運営の合理化に努めていること。
- (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号に定める記載事項について監査した限

りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

- (4) 決算審査 前項第1号から第5号に定める記載事項について審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
 - (5) 例月出納検査 前項第1号から第5号に定める記載事項について検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
 - (6) 基金運用審査 前項第1号から第5号に定める記載事項について審査した限りにおいて、長から提出された基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
 - (7) 健全化判断比率等審査 資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
- 3 第1項第6号の監査等の結果における記載事項は、前項各号に掲げる監査等の種類に応じ、それぞれ重要な点において、当該各号に定める事項に適合していると認められない場合には、その旨及びその他監査委員が必要と認める事項とする。
- 4 監査委員は、監査等の実施過程で是正又は改善が必要な事項が明らかとなった場合においては、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じ、当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財務援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定（自治法第199条第10項）
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定（自治法第199条第11項）
- (4) 決算審査に係る意見の決定（自治法第233条第3項及び地公企法第30条第4項）
- (5) 基金運用審査に係る意見の決定
- (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び長並びに関係のある委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表するものとする。

(公表)

第17条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第18条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報

告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。